

答 申 第 7 8 号  
平成22年 3月29日

兵庫県教育委員会 様

情報公開審査会  
会長 錦織 成史

公文書の非公開決定に係る異議申立てについて（答申）

平成19年10月16日付け諮問第4号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

市町立学校事務職員の級別・号給別人員数表等

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

本件事案について、兵庫県教育委員会が非公開とした判断は妥当である。

### 第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

#### 1 公文書の公開請求

平成 19 年 6 月 4 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

#### 2 実施機関の決定

平成 19 年 6 月 15 日、実施機関は、本件公開請求のうち、4 に記載の公文書について公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

#### 3 異議申立て

平成 19 年 7 月 3 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、次のとおりである。

##### (1) 対象公文書 1

平成 19 年 5 月 1 日現在の市町立学校事務職員配置人数(教育事務所ごとに、定員数、正規職員数、本定臨時任用職員数、複数配置校数(校種別)、新規採用者数及び再任用者数を記入したもの。)

##### (2) 対象公文書 2

平成 19 年 4 月 1 日現在の市町立学校事務職員の級別、年齢別分布表

(3) 対象公文書 3

平成 19 年 4 月 1 日現在の市町立学校事務職員の級別、号給別人員数表

平成 19 年 4 月 1 日現在の兵庫県教育委員会の任免に係る行政職職員の  
級別、号給別人員数表

(4) 対象公文書 4

平成 18 年 4 月 1 日現在の市町立学校事務職員の級別、号給別人員数表

平成 18 年 4 月 1 日現在の兵庫県教育委員会の任免に係る行政職職員の  
級別、号給別人員数表

5 諮問

平成 19 年 10 月 17 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報  
公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決  
定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、その全部を公開するよう求め  
るものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由  
は、次のとおり要約される。

(1) 対象公文書 1 について

平成 18 年度までは、実施機関が異議申立人に情報提供してきたものである。

異議申立人は、実施機関に対して定数配置の改善を要求しており、市町立  
学校事務職員の配置状況は、当該職員の労働条件であり、雇用者である実施  
機関は回答する義務がある。

実施機関は、平成 19 年度から、交渉相手である異議申立人に理由も示さず、自らの勝手なご都合主義だけで、その必要がないと一方的に判断して情報提供を打ち切り、無責任極まりない姿勢をとっている。

異議申立人は、対象公文書 1 に記載した内容についての情報を求めているのであり、形式や書式にはこだわっていない。実施機関は、異議申立人が求める内容の文書を情報提供するべきであり、整理したものを作成するべきである。

実施機関は、請求対象公文書を狭義に特定して公文書を不存在としており、異議申立人の意思を全く無視している。

#### (2) 対象公文書 2 について

平成 18 年度までは、実施機関が異議申立人に情報提供してきたものである。

級別、年齢別分布表は、学校事務職員の給与水準を見る指標の基準となる重要な資料であり、賃金改定交渉の基礎資料となっているものであり、労使交渉において不可欠な資料である。

実施機関は 多大な時間と労力をかけて異議申立人のためだけに作成してきたと述べているが、多大な時間と労力をかけてという全く不明な理由で作成しないというご都合主義的な判断は、県民一般に公表すべき公務員の給与情報を隠蔽し、県民の知る権利を排除するものである。

#### (3) 対象公文書 3 について

実施機関は、級別、号給別人員数が一体的に記載された文書は作成していないとしているが、別々に記載した文書が存在するのであれば、公文書の不存在にはできない。

一体的に記載された文書ではなくても、級別、号給別人員数が把握できる文書が存在するのであれば、公開決定するべきである。

#### (4) 対象公文書 4 について

異議申立人は、実施機関の職員から、平成 18 年 8 月に情報提供を受けてい

る。

実施機関は、職員が現状を把握するために作成したものであり、人事委員会勧告があったことにより不必要となったので破棄したと主張しているが、公文書としての性格を有しないような扱いにして、簡単に破棄してしまうのは、隠蔽を図るために破棄したとの疑念が残る。

#### 第4 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

##### 1 対象公文書1について

平成18年度までは、実施機関は、異議申立人に対し、便宜的に作成した上、情報提供していたものであり、本件公開請求書に平成18年度に情報提供した文書が参考資料として添付されていたので、実施機関としては、本件公開請求の趣旨は、平成19年度版を新たに作成した上で公開するよう求められたものと判断したものである。

しかしながら、平成19年度からは、異議申立人のためだけに約1,000件のデータから、要求に合わせた形式に手作業で入力作業を必要とするような多大な時間と労力をかけてまで作成する必要があると判断したので、作成していない。

##### 2 対象公文書2について

平成18年度までは、異議申立人に対し、便宜的に作成した上、情報提供していたものであり、本件公開請求書に平成18年度に情報提供した文書が参考資料として添付されていたので、実施機関としては、本件公開請求の趣旨は、平成19年度版を新たに作成した上で公開するよう求められたものと判断したものである。

しかしながら、平成19年度からは、異議申立人のためだけに約1,200名の事務職員の名簿から、要求に合わせた形式に手作業で入力作業を必要とするよう

な、多大な時間と労力をかけてまで作成する必要がないと判断したので、作成していない。

3 対象公文書3の について  
作成していない。

4 対象公文書3の について  
作成していない。

5 対象公文書4の について  
作成していない。

6 対象公文書4の について

平成 18 年度に給与制度の改革があり、実施機関の職員が現状把握のために作成したものであり、異議申立人にも平成 18 年 8 月に情報提供している。

しかし、平成 18 年度人事委員会勧告があったことにより、不必要となったため廃棄しており、本件公開請求時には存在していない。

7 なお、本件異議申立ての対象公文書の基礎となるデータについては、実施機関において取得しコンピュータに入力されているが、当該基礎データを異議申立人が要求するような形態で抽出及び出力するためのプログラムは開発されておらず、プログラム開発には相当の費用を要するものである。

8 以上より、本件公開請求に係る公文書は存在していないので、本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

1 対象公文書1、2、3の 、3の 及び4の について

実施機関は、当該公文書は作成していないところ、その基礎となるデータはコンピュータに入力されているが、当該基礎データを異議申立人が要求するような形態で抽出及び出力するためのプログラムは開発されておらず、プログラム開発には相当の費用を要するので、公文書は不存在であると主張しているの

で検討する。

電磁的記録も一般的には「公文書」に該当する(条例第1条第2項)ところ、電磁的記録の公文書該当性の判断基準としては、基礎データがコンピュータに入力されているだけでは足りず、入力データから必要な情報を抽出し、必要な形式で出力するためのプログラムが存在する必要があると考える。

なぜなら、条例に基づく公文書公開請求権(第4条)は、あるがままの形で公文書を公開することを求める権利であり、実施機関としては新たに公文書を作成又は加工する義務はないものと解されるからである。

必要なプログラムの不存在という実施機関の説明に対し、審査会としては可能な限り調査をしたが、これを否定する特段の事情は認められなかったところである。

よって、実施機関において、当該公文書を保有しているとは認められない。

## 2 対象公文書4の について

実施機関は、平成18年度に給与制度改革があり、現状把握のために作成したものであり、異議申立人にも平成18年8月に情報提供しているところ、平成18年度人事委員会勧告があったことにより、不必要となったため廃棄し、公文書は不存在であると主張しているので検討する。

当該公文書については、平成19年度以降は作成されていないことから、給与制度改革に資するために、平成18年度においてのみ現状把握のために作成されたものであると解される。

そして、平成18年度の人事委員会勧告に基づき給与制度改革が行われたので、不必要となったので廃棄したとの実施機関の説明は、事情の特殊性に照らし合わせて鑑みると、特段不合理なものとはいえない。

よって、実施機関において、当該公文書を保有しているとは認められない。

## 3 以上のことから、公文書の不存在により非公開とした実施機関の判断は妥当であり、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 審 査 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
19. 10. 17	・ 諮問書の受領
19. 11. 29	・ 諮問庁の意見書の受領
20. 1. 4	・ 異議申立人の意見書の受領
21. 11. 27 (第211回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
22. 1. 20 (第212回審査会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
22. 2. 16 (第213回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
22. 3. 25 (第214回審査会)	・ 審議
22. 3. 29	・ 答申